

【地方消費税率の引き上げに伴う地方消費税交付金の決算について】

地方消費税の税率引き上げに伴う地方消費税交付金の増収額 1 2 2, 7 4 1 千円については, その全額を社会保障施策に要する経費の財源に充当いたしました。

[区分]

(歳入) 地方消費税の税率引き上げに伴う

地方消費税交付金の収入済額 1 2 2, 7 4 1 千円

(歳出) 社会保障施策に要する支出済額計 (一般会計) 1, 4 4 1, 9 6 8 千円

内訳	社会福祉事業	障害者福祉事業	2 6 2, 8 5 1 千円
		高齢者福祉事業	5, 3 7 5 千円
		児童福祉事業	5 5 2, 5 8 5 千円
	社会保険事業	介護保険事業	1 9 9, 5 9 3 千円
		国民健康保険事業	1 6 4, 3 9 8 千円
		後期高齢者医療事業	2 0 7, 9 3 2 千円
	保健衛生事業	健康増進事業	1 6, 1 0 0 千円
		予防接種事業	3 2, 0 4 7 千円
		感染症予防対策事業	5 8 千円
		健康づくり推進事業	1, 0 2 9 千円
うち一般財源分			7 3 8, 1 9 5 千円

のうち社会福祉事業に 1 2 2, 7 4 1 千円充当いたしました。

障害者福祉事業	障害福祉サービス事業のうち一般財源分に 4 6, 6 4 2 千円
児童福祉事業	保育所委託料支給事業のうち一般財源分に 3 3, 1 4 0 千円
	施設型給付費支給事業のうち一般財源分に 4 2, 9 5 9 千円